

高齢者地域交流支援事業補助金に関するQ & A

【R7.4.18更新】

	質問	回答
Q11	交流事業を開催し、欠席者には記念品を渡すこととしていますが、出席者にも欠席者と同じ記念品を渡すことはできますか。	対象事業①②に合致する事業を実施される場合は、出席者にも記念品を渡すことは可能です。
Q12	対象期間にグラウンドゴルフ大会をする予定ですが、下記の費用は対象となりますか。 ①大会の景品 ②グラウンドゴルフ用品の他の区からの借り上げ代 ③お茶代 ④イベント保険 ⑤事務用品（マジックペン、チラシ用の紙等）	①対象事業を実施した上で配付する景品、参加賞、記念品等・・・○ ②レンタル代・・・○ ③お茶代・・・○ ④イベント保険・・・○ ⑤事務用品・・・○ 《注意》 備品購入については、原則対象となりませんが、お問合せ下さい。
Q13	区と他団体（区・自治会・振興会以外）とで共催する事業も対象となりますか。	対象事業①②に合致する事業を実施される場合は、他団体との共催にでも対象となります。ただし、区として申請ください。
Q14	区で組んでいる予算の他に、事業（グラウンドゴルフ大会等）への寄付金も収入として良いですか。	事業への寄付金も自主財源として収入に計上いただけます。 《注意》 他の補助金を受けている事業の場合は、本補助金の対象とにならないのでご注意ください。
Q15	交付申請書に記載した額（申請額）と実績により算定した額（実績額）が違う時はどのような手続きが必要ですか。	交付申請の際は予定金額で記入いただき、その後実績に応じて交付します。 ◆申請額よりも実績額が低い場合 →実績報告書の提出のみ ◆申請額よりも実績額が高い場合 →既に上限金額で申請している場合は、それ以上の交付はできませんので実績報告書の提出のみ →上限よりも低い金額で申請している場合は、上限までは交付できるため、変更申請を出していただく必要があります。
Q16	事業（グラウンドゴルフ大会）が雨天等のため中止になった際は報告がいらいますか。既に景品を買っている場合は、来年度に持ち越そうと思っていますが、来年度の補助対象となりますか。	事業が中止になった場合は、高齢福祉課までご連絡ください。提出書類をご案内します。 対象事業を変更して実施される場合は、補助金の交付対象となります。変更される場合は、変更承認申請書を提出いただきます。いずれの場合も、高齢福祉課にご一報ください。 《注意》 開催日や場所等の軽微な変更であれば報告は必要ありません。事業内容の変更の場合にはご報告ください。 既に景品等を購入している場合、その領収書は来年度の申請には使えません。
Q17	事業対象人数が大変多いため、一度に事業実施することができません。このような場合、区内の地域を区切って（組ごとなど）、同事業を複数回実施することも可能ですか。	各区等の状況により、様々な事業実施の形態が考えられます。本補助金の目的は、「地域のつながりを促進すること」ですので、目的に合致する内容・方法であれば補助金の対象とします。まずは、高齢福祉課にご相談ください。

高齢者地域交流支援事業に関するホームページは

QRコードを読み取っていただくか、下記のURLからご確認ください。

【南丹市HP→くらし→医療・福祉・介護→高齢者の福祉

→南丹市高齢者地域交流支援事業補助金について】

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/life/109/005/000/index_1011387.html

